

令和3年度

正社員雇用奨励金のご案内

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の早期再就職を促進するため、「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を実施しています。



非自発的失業者1人雇用につき

正社員雇用奨励金：50万円

※正社員：雇用期間の定めのない雇用契約を締結する労働者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上であるものとして雇用されるもの。

1 奨励金を受給できる事業主

受給できる事業主は、次の（1）から（13）のいずれにも該当することが必要です。	チェック欄
（1）対象者を正社員として、令和3年1月1日から令和3年12月末日までの間に新たに雇い入れた事業主。	
（2）対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。	
（3）対象者を雇用保険被保険者として雇い入れたこと。	
（4）厚生年金保険法及び健康保険法に規定される被保険者としての資格を取得していること。	
（5）対象者を申請時点においても継続して雇用している事業主であること。	
（6）対象者に支払うべき賃金（時間外手当及び休日手当等を含む。）を支払った事業主であること。	
（7）対象者について、雇用保険法第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主であること。	
（8）対象者の雇入日の前日から起算して過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをした事業主でないこと。	
（9）対象者の雇入日の前日から起算して過去1年間に、当該対象者を雇い入れた事業所で内定取消をした事業主でないこと。	
（10）県が実施する他の事業において、雇い入れに係る目的及び対象者が同一となる助成金等を受けた事業主でないこと。	
（11）国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をしていない事業主。	
（12）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行っていない事業主。	
（13）県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等奨励金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。	

さらに詳しい要件については、「正社員雇用奨励金支給要綱」を御確認ください。

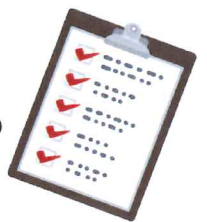
2 対象者

対象者とは、「宮城県内の事業所に勤務していた方」又は「県内に居住地県内事業所への採用が決定していた方」で、次の(1)から(7)のいずれにも該当する方です。	チェック欄
(1) 以下の理由により離職又は採用内定を取り消された方。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により離職（事業所の倒産・廃止，事業主からの働きかけによる解雇・退職勧奨等，雇止め等の理由による）した方で，雇用保険被保険者離職票の離職理由が次のイからホのいずれかに該当する方。 イ 解雇（天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇又は被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇以外） ロ 特定雇止めによる離職 ハ 特定理由の契約期間満了による離職 ニ 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 ホ 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 ②新型コロナウイルスの影響により内定を取り消された方 ③その他，新型コロナウイルス感染症の影響により，事業主都合で離職した方	
(2) 雇入れ事業主との関係において，雇入日の前日から起算して過去1年間に，雇用，請負，委任，出向，派遣の関係により当該雇入れ事業主の事業所において就労したことがないこと。 ただし，有期雇用契約で就労していたところ，当該有期雇用契約期間内に就業規則等に定める基準により，常用雇用に移行し，又は同期間満了日の翌日から常用雇用に移行した場合には，この限りではない。	
(3) 雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でないこと。	
(4) 雇入日において県内の事業所で就労していること。	

3 支給申請手続き（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「郵送」による申請をお願いします）

申請期限：対象者を雇い入れて1か月後から**令和4年2月28日まで（必着）**※書類を全て整えた状態で提出願います。

- (1) 正社員雇用奨励金支給申請書（別記様式第1号）※奨励金の振込先金融機関の通帳の写しを添付してください。
- (2) 対象労働者の離職票の写し（受給資格者証でも可）又は内定取消通知書の写し
- (3) 対象労働者に係る雇用契約書の写し（期間の定めのない雇用であることがわかるもの）
- (4) 対象労働者の労働者名簿の写し
- (5) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等が分かる書類の写し（賃金台帳（1か月分），出勤簿（1か月分））
- (6) 公共職業安定所長が発行する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 ※雇用保険適用事業所番号と雇用保険被保険者番号がどちらもわかる書類を添付してください。
- (7) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
- (8) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（個人事業主の場合は確定申告書の直近3年分の写し）
- (9) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書原本（税目は「全ての県税」の証明書をご用意ください）
- (10) 申立書（別記様式第2号）
- (11) 情報提供の取扱いに関する同意書（別記様式第5号）
- (12) その他，知事が必要と認める書類



※国のトライアル雇用制度（新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用に限る）を実施し，常用雇用に移行した場合は別途必要書類がございますので，支給要綱を御確認いただくか，雇用対策課まで御連絡ください。

◆ 宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページから各種様式をダウンロードできます。
 【ホームページアドレス】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/r3seishainkoyou.html>

4 奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は，奨励金の支給が取り消され，全額を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽等，不正な理由により奨励金を受給したとき。
- (2) 支給要件に違反していることが判明したとき。

申請書提出先
 宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
 TEL 022-211-2771
 FAX 022-211-2769
 E-mail: koyour@pref.miyagi.lg.jp

